

# 京都府土木工事等検査規程

( 昭和 5 2 年 8 月 3 日 )  
改正昭和 6 0 年 4 月 1 日  
改正平成 1 1 年 7 月 1 日  
改正平成 1 6 年 5 月 1 日  
改正平成 2 0 年 4 月 1 日  
改正平成 2 9 年 4 月 1 日  
改正令和 5 年 4 月 3 日

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、建設交通部が所管する土木工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

## (総 則)

第 2 条 検査は、地方自治法、同法施行令、京都府会計規則、京都府工事執行規程及び工事請負契約書に定めるところにより、厳正に行わなければならない。

## (用語の定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検 査 員 京都府会計規則（以下「会計規則」という。）第 1 6 5 条の規定により指定された検査員をいう。
- (2) 監 督 職 員 会計規則第 1 6 4 条の規定により指定された監督員をいう。
- (3) 検 査 完成検査、部分払検査及び随時検査をいう。
- (4) 完 成 検 査 会計規則第 1 6 5 条の規定により工事等が完成したときに行う検査をいう。
- (5) 部 分 払 検 査 会計規則第 1 6 7 条の規定により工事の一部が完成し工事請負代金の一部を払うときに行う検査をいう。
- (6) 随 時 検 査 工事期間中、必要により随時に行う検査をいう。
- (7) 工 事 建設交通部が執行する土木工事をいう。
- (8) 業 務 委 託 土木事業執行に係る測量、調査及び設計業務の委託業務をいう。
- (9) 公 所 等 各土木事務所、大野ダム総合管理事務所、港湾局、府営水道事務所、公営企業管理事務所及び流域下水道事務所とする。
- (10) 本庁の検査員 原則として指導検査課の検査主任者とする。  
なお、これによりがたい場合は、指導検査課の職員又は本庁事業主管課の主査以上の職員とする。
- (11) 公所等の検査員 所長（契約担当者）又は検査主任者若しくは検査主任者を置いていない公所にあっては検査業務担当者とする。  
なお、これによりがたい場合は、主査以上の職員とする。

(完成検査)

第4条 次の各号に掲げる土木工事の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

- (1) 1件の工事費が3000万円 本庁の検査員  
以上の工事
- (2) 1件の工事費が3000万円 公所等の検査員  
未満の工事

2 次の各号に掲げる業務委託の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。

- (1) 本庁契約の業務委託 本庁の検査員  
(港湾局を除く)
- (2) 公所等契約の業務委託 公所等の検査員

(部分払検査)

第5条 工事等の部分払検査は、公所等の検査員が行うものとする。

(随時検査)

第6条 次の各号に掲げる土木工事の随時検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

- (1) 1件の工事費が5000万円 本庁の検査員  
以上の工事
- (2) 1件の工事費が5000万円 公所等の検査員  
未満の工事

(工事完成通知等)

第7条 本庁契約にあつては当該工事等の執行を担当する事業主管課の長、公所契約にあつては公所の長（以下「事業主管課長等」という。）は、第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する工事等が完成し、受注者から工事完成届又は業務完了届を受理したときは、指導検査課長に検査を要請するものとする。

(検査の方法)

第8条 検査は、契約書、設計図書及び仕様書によるほか、工事においては別に定める土木工事検査基準に基づいて行うものとする。

(検査の立会い)

第9条 次の各号に掲げる検査には、当該各号に定める者を立ち合わせなければならない。

- (1) 完成検査 工事においては、受注者又は現場代理人及び主任(監理)技術者  
業務委託においては、主任・管理技術者  
公所等の長又は主査以上の職員及び監督職員
- (2) 部分払い検査 工事においては、受注者又は現場代理人及び主任(監理)技術者  
及び随時検査 業務委託においては、主任・管理技術者  
監督職員

(補修(改造)命令)

第10条 検査員は、検査の結果、不合格のある場合には、補修(改造)命令書(別記第1号様式)により、期間を定めて工事の補修又は改造を命じなければならない。この場

合において、特に必要と認められるものについては、事業主管課長等に協議して行うものとする。

(再検査)

第 11 条 検査員は、前条の補修（改造）命令による工事が完成し、補修（改造）工事完成届（別記第 2 号様式）が提出されたときは、再検査を実施しなければならない。

2 前項の再検査は、公所等の検査員に行わせることができる。

(検査認定)

第 12 条 地下又は水中に埋設した工事について、外部から検査することが困難な部分は、監督職員又は受注者が提出する考査認定資料（現場写真、各種試験結果等）により、検査の認定をすることができる。

(破壊検査)

第 13 条 検査員は、必要と認めた場合は、破壊もしくは分解または試験をして検査を行わなければならない。

(検査の報告等)

第 14 条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書（完成検査のときは、別記第 3 号様式及び第 5 号様式。部分払検査のときは、別記第 4 号様式。随時検査のときは、別記第 5 号様式）により速やかに報告しなければならない。

2 前項の検査が完成検査である場合は、別に定める工事等成績評定要領により成績評定表を作成し、検査報告書に添えて報告しなければならない。